CHIYODA
Yes,
We love.
教育と文化のまち千代田区

千代田 広報

11/5 NO.859
平成4年(1992年)
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の
代表電話は
☎3264-0151
(毎月5日・20日に発行)

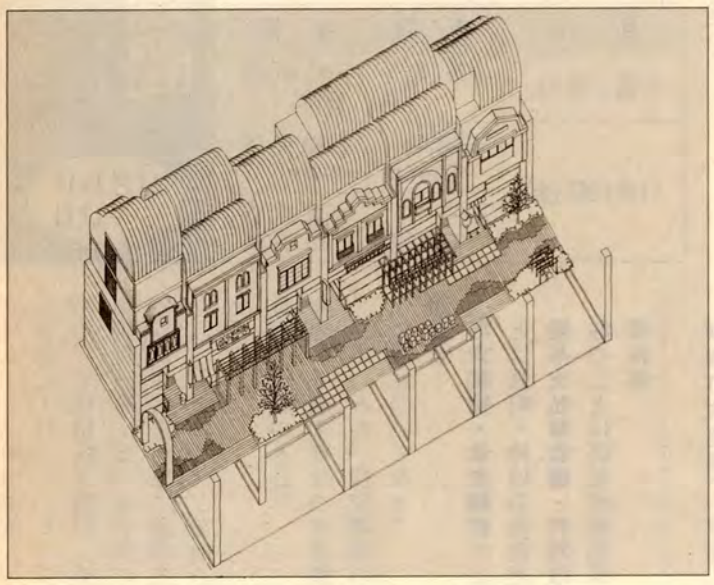

美しい街は、目においしい。
素敵な「ちよだ」を、見つけてください。

千代田区 都市景観賞

ご応募お待ちしています

良好な景観は、生活に潤いや安らぎを与え、魅力ある街づくりにとって、欠かすことはできません。また、これらの景観は地域で広く親しまれ、私たち共通の財産ともいえます。

私たちはこのような優れた都市景観をつくり、育てていくことによって、人生に彩りを添え、より豊かで充実した“生活空間”を生み出すことができるのです。

そこで今回、「千代田区都市景観賞」を設け、魅力ある都市景観づくりを応援していくことになりました。

最近あの界隈(かいわい)の雰囲気が気にいって…という方、また近隣とよく調和し、広く親しまれている景観や街づくりにかかわった方々のご推薦・ご応募をお待ちしています。

賞が贈られるのは

この賞の対象になるのは、完成（改築）後5年以内の、区内に建築された個人住宅、集合住宅、事務所ビル、店舗および建築物や敷地の一部を利用した広告物や広場などで、現在使われているもの（以下「建築物等」とする）です。

都市景観賞は3つ

千代田区都市景観賞には、「ちよだ景観大賞」、「ちよだ景観界隈賞」、「ちよだ景観活動賞」の3種類が設けられています。

推薦・応募できるのは

区内在住、在勤、在学の方ならどなたでも、お気に入りの景観をご推薦ください。

また、区内にある建築物等の所有者（建築主）、設計者、施工者の方も、ご自慢の建築物などをぜひ応募してください。

推薦者、応募者には記念品を贈呈します。

審査方法は

区民、学識経験者などで構成される選考委員会で審査し、決定します。

入賞すると

入賞の発表・表彰は、平成5年3月下旬を予定しています。

入賞した建築物等の所有者の方には、表彰状および銘板を、設計者、施工者には、表彰状を贈呈します（対象者が複数の物件では、代表者を表彰します）。

ちよだ景観活動賞の入賞団体等の方には、表彰状を贈呈します。

◇

応募先・問合せ 区役所、出張所、図書館などにある所定の応募用紙に必要事項を書いて、写真を添付して、11月5日(木)～12月31日(木)（当日消印有効、お持ちになる場合は12月28日(月)）までに千代田区都市景観賞選考委員会事務局（〒102千代田区九段南1－6－11千代田区役所普及調査課内）へ。

たてもの ちよだ景観大賞

その美しさが地域に潤いをもたらし、魅力ある景観づくりに大きく貢献していると思われる建築物・工作物等に贈られます。千代田区の景観を新しく代表するにふさわしいものをご推薦ください。

例えば…

- 江戸から東京へと歴史的に形成された街路や濠、川などの都市構造を生かしているもの
- 都市に残る貴重な景観資源である水辺と緑の自然を生かし、潤いのある都市環境形成に寄与しているもの
- 首都の中心にふさわしい風格と、美しさのある都市景観を形成しているもの

まちかど ちよだ景観界隈(かいわい)賞

規模の大小を問わず、まわりとよく調和して界隈の景観向上に役立っている建築物・工作物（門、塀、生垣などや、庭園、街路、モニュメント）などに贈られます。ひとびとに広く親しまれている憩いの場所、地域に潤いを与える素敵な街角の景観をご推薦ください。

例えば…

- 歴史的に継承されてきた町割りのパターンや路地空間など、多様な街の個性を生かしているもの
- 同業種、関連業種の集まっている界隈の共通要素を生かし、街のイメージを高めているもの
- 隣接する街路や橋、交差点などとのとりあわせを生かし、街並みとの調和や個性ある街角を生み出しているもの
- 独特のデザイン、色彩、形などで街の特色を出しているもの

ひとびと ちよだ景観活動賞

建物周辺の緑化や歩道の整備など、千代田区の都市景観づくりに、日常的に貢献している団体・個人に贈られます。おおむね3年以上継続して活動しているひと、またはグループをご推薦ください。

例えば…

- 景観に配慮した街並みづくり等の地域活動を行っている団体、個人
- 優れた都市景観の維持向上に努めている団体、個人

☆次号は11月20日(金)に新聞折り込みでお届けします☆

暮らしを支える税
―この社会 あなたの税がいきている―

税を知る週間

11月11日～17日

11月11日(水)から17日(火)までは、「税を知る週間」です。

期間中、税務署では、税のしくみや使いみち、暮らしに役立つ税金の情報をお知らせする行事を行います。また、税金についての相談や質問にお答えする場も設けます。

くわしくは、お近くの税務署まで。

税の疑問に答えます！ 税の無料相談

「税を知る週間」の行事の一環として、税の無料相談所を開設します。

税金のことなら、なんでもどうぞ。

▼税の無料相談日程など

月　日	時　間	会　場
11月7日(土)	午後1時～2時	千鳥ヶ淵公園(麹町1－2)
11月13日(金)	午前10時～午後4時	主婦会館(六番町15)
	正午～午後3時	秋葉原駅西口広場

企業の給与担当の方へ 年末調整説明会

サラリーマンの確定申告

ともいうべき年末調整。それを正しく行っていただくため、千代田区と麹町・神田両税務署では、各企業の給与担当者を対象に説明会を行いますので、ご参加ください。

日程　左表のとおり

内容　平成4年分の年末調整のしかた、法定調書の作成についてなど。

問合せ　**年末調整・法定調書**のことは麹町・神田各税務署**給与支払報告書・特別徴収**のことは区役所税務課課税係

●**麹町税務署(九段南1－1－15☎3221－6011)**

●**神田税務署(神田錦町3－13☎3294－4811)**

▼年末調整説明会日程など

月　日	時　間	対象地域	会　場
11月9日(月)	午前10時～午後0時30分	一番町～六番町、北の丸公園、官公庁徴収義務者	千代田区公会堂 九段南1-6-17
	午後1時30分～4時	飯田橋、九段北、富士見	
11月10日(火)	午前10時～午後0時30分	紀尾井町、麹町1～3丁目、平河町	
	午後1時30分～4時	九段南、麹町4～6丁目、永田町、隼町、一ツ橋1丁目	
11月18日(水)	午前10時～午後0時30分	内神田、須田町、錦町	
	午後1時30分～4時	岩本町、鍛冶町、北乗物町、紺屋町、富山町、西福田町、東紺屋町、東松下町、美倉町	
11月19日(木)	午前10時～午後0時30分	神保町、西神田、一ツ橋2丁目、小川町、淡路町、司町	
	午後1時30分～4時	和泉町、佐久間町、佐久間河岸、花岡町、練塀町、東神田、神田平河町、松永町、相生町	
11月20日(金)	午前10時～午後0時30分	猿楽町、駿河台、三崎町	
	午後1時30分～4時	外神田、多町、美土代町	
12月1日(火)	午前10時～午後0時30分	丸の内2丁目	日本工業倶楽部 丸の内1-4-6
	午後1時30分～4時	有楽町	
12月2日(水)	午前10時～午後0時30分	皇居外苑、千代田、日比谷公園、丸の内3丁目	
	午後1時30分～4時	内幸町、霞が関1～2丁目	
12月4日(金)	午前10時～午後0時30分	霞が関3丁目、丸の内1丁目	
	午後1時30分～4時	大手町	

国民年金・国民健康保険の保険料は、所得控除の対象に

平成4年中に納める、国民年金と国民健康保険の保険料は、社会保険料の所得控除の対象となります。

納めた保険料額が不明な場合はお問い合わせください。なお、平成4年分の国民年金の定額・付加保険料はつぎのとおりです。

《定額保険料》

1～3月＝月額9千円

4～12月＝月額9千700円

1年分＝11万4千300円

《付加保険料》

1か月＝400円

1年分＝4千800円

問合せ　国保年金課

大気汚染防止対策実施期間 きれいにしよう東京の空

11月～1月

あなたの1台もこの空を汚しています

私たちが毎日吸っている空気は、一時期に比べれば、きれいになってきているものの、まだ十分とはいえません。

都や区では、空気をきれいにするために、さまざまな対策を講じていますが、特に冬は大気がよどみ空気が汚れる日が多くなります。

そこで、きれいな空気を取り戻すため、東京都では隣接の県や市と共同で、11月から1月までを「大気汚染防止対策実施期間」として、空気の浄化を呼び掛けています。

◇

都内における大気汚染のおもな原因は、窒素酸化物であると考えられています。

この窒素酸化物は、全体の約70％が自動車から、また工場などから約17％が排出されています。

そこで、窒素酸化物を多く排出する自動車対策として、自動車の使用を可能な限り減らすよう呼び掛けるとともに、各事業所から自動車使用の抑制計画の提出をお願いしています。

また、窒素酸化物の環境基準を超える日数の曜日別変化をみると、月曜日から金曜日にかけ増加し、週末に減少する傾向が見受けられます（別表1参照）。

このため、特に水曜日に自動車使用を抑制することにより、汚染のひどい曜日の大気をきれいにすることが期待できます（別表2参照）。

大気汚染防止対策実施期間中は、水曜日に限らず、事業用自動車やマイカーの使用をできるだけ控え、電車やバスを利用し、きれいな空気を取り戻せるよう、区民の皆さんをはじめ、事業主の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問合せ　公害対策課

◇

区でも、やむを得ない場合を除き、毎週水曜日を中心に、区有車の使用を抑制していくほか、区へ物品を納入している業者の方に対しても協力を求めています。

なお、福祉バスや道路パトロール等、直接区民生活に関係する場合は、平常どおり運行します。

問合せ　経理課

（表1）二酸化窒素環境基準（0.06ppm）を超えた日

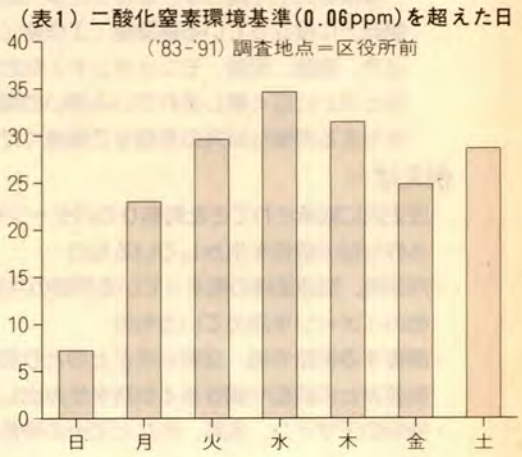

（表2）水曜日に交通量対策を実施した場合の環境基準の超過日数の削減効果（概念図）

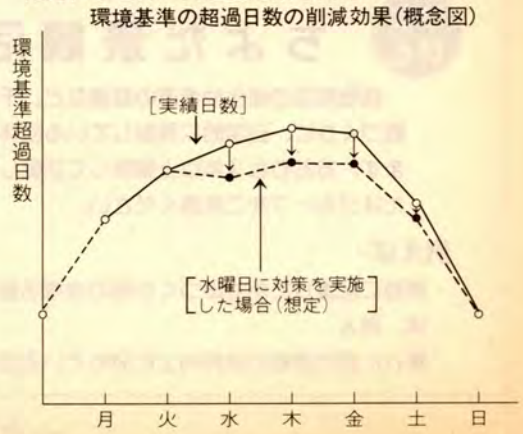

より開かれた区政をめざして！「情報公開制度」この1年

情報公開制度は、区が保有する公文書などについて、区民の皆さんが知りたい時に知りたい情報を求めることができる制度です。

この1年間の実施状況は、下表のとおりです。

なお、一部、プライバシーに関する情報や、法令などの規定により公開できない情報もあります。

くわしくは、お問い合わせください。

情報公開請求の受付

区役所1階情報公開コーナー

※保健所の情報については各保健所へ。

問合せ　総務課文書係

▼情報公開請求と公開の状況

期　間	請求	公開	部分公開	非公開	写しの交付
平成3年10月から平成4年3月まで	(件) 85	(件) 5	(件) 80	(件) 0	(枚) 779
平成4年4月から平成4年9月まで	132	2	130	0	1,654
合　計	217	7	210	0	2,433

※217件中206件が、中高層建築物の標識設置届に関するものでした。

実施機関別の請求件数は、区長部局が209件、教育委員会が8件となっています。

常磐新線計画案

縦覧および説明会を開催します

常磐新線は、東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備を図るため、東京（秋葉原）と茨城県つくば市を結ぶ総延長約58kmの都市高速鉄道として計画しています。

そこで東京都では、この常磐新線建設計画のうち、仮称秋葉原・新浅草間（延長3.4km、地下鉄方式）の建設事業に係る、都市計画案および環境影響評価書案を縦覧します。

なお、この両案について意見のある方は、意見書を提出することができます。

また、説明会も開催しますのでご来場ください。

都市計画案の縦覧

縦覧期間 11月10日(火)～24日(火)

縦覧場所 (都)都市計画局総務部相談情報課、(区)都市計画課

意見書の提出期限 11月24日(火)

問合せ (都)都市計画局新線計画担当（☎5388－3286）、(区)都市計画課

環境影響評価書案の縦覧

縦覧期間 11月11日(水)～12月10日(木)

縦覧場所 (都)環境保全局環境影響評価審査室、(区)公害対策課

※なお、千代田図書館、万世橋出張所、和泉橋出張所では、縦覧期間中、閲覧ができます。

意見書提出期限 12月25日(金)

問合せ (都)環境保全局環境影響評価審査室（☎5388－3440）、(区)公害対策課

説明会

とき 11月11日(水)午後6時30分～8時30分

場所 芳林小学校（外神田3－4－7）

問合せ 各問い合わせ先へ。

12月3日 産業会館で

「来年の日本経済の見通し」をテーマに 経営講習会を開催

無料

景気の後退、消費の低迷など企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しています。

そこで、今後の日本経済の行方がどのようになっていくのか、企業経営上非常に関心があるところです。

今回の経営講習会では、「来年の日本経済の見通しについて」をテーマに開催します。

とき 12月3日(木)午後2時～4時

会場 産業会館（神田錦町3－21）

テーマ 「来年の日本経済の見通しについて」

講師 三菱総合研究所 佐藤 公久氏

対象 区内中小企業経営者および従業員、その他希望する方100名（先着順）

受講料 無料

申込み・問合せ 産業会館（☎3233－1461）へ。

企業経営にお役立てください

商工相談のご利用を

無料

区では、区内中小企業者の方を対象に、専門の中小企業診断士等が企業の経営改善や開業等に関する相談・指導を行っています。

なお、時間等の都合で相談に来られない方のための出張相談や、より専門的に診断を行う個別診断の制度もあります。

また、電話でのご相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

相談日・会場

・毎週月・水・金曜日＝区役所3階商工振興課

・毎週火・木・金曜日＝産業会館（神田錦町3－21）

☎3233－1461

相談時間 いずれも午前10時～午後4時

問合せ 商工振興課商工振興係

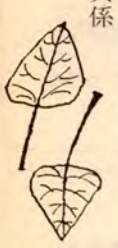

みんなでひらく 21世紀へのとびら

公共施設適正配置構想

中堅所得世帯を対象とした「区民住宅」を供給します

現在、区が供給している公共住宅には、区が独自に自主財源によって建設した区立住宅と、公営住宅法に基づく区営住宅とがあります。

しかし、これらの公共住宅の入居に際しては、所得面での制約があり、かつ本区の高地価、高家賃のもとでは、「住み、住み続けたい」と願う中堅所得世帯の居住が、ますます困難となってきています。

そこで、「公共施設適正配置構想」および「千代田区住宅基本計画」では、中堅所得世帯向けの住宅として、新たに区民住宅の供給を予定しています。

今号では、この区民住宅についてご紹介します。

◇

区民住宅は、住宅に困っている中堅所得世帯で、現に本区に居住している方を主な対象にするとともに、定住人口回復の観点から、親もしくは子が本区に居住している方、本区に勤務先を有している方なども、一定の範囲内で入居対象とする予定です。

入居に際しては、本区に継続して住民登録を行うことを条件とし、家賃は、世帯収入や世帯構成に応じ、世帯収入のおおむね25％を限度に負担可能な額とします。また、区民住宅は、若年・中堅のファミリー世帯向け（1戸当り50㎡程度）を中心に、バランスよく供給していきます。

さらに、区民住宅の建設にあたっては、土地および空間の高度有効利用を図るとともに、空地の整備や緑化を進めます。また、室内の段差解消、手すりの設置を可能な構造とするなど高齢者や障害者の皆さんにとっても安全で快適性に配慮した施設とします。

区民住宅の供給は、区が直接建設する方式、民間が建設した良質な住宅を区が借り上げる方式などの方法により、区民住宅の供給機会を積極的にとらえ、より良い方法を導入します。

また、開発事業者に対して一定の協力金を要請する「開発協力金制度」（9月より実施）も活用し、区民住宅の建設を進めていきます。

なお区民住宅は、平成5年度から建設に着手を予定している7複合施設のうち、「西神田二丁目複合施設」と「岩本町二丁目複合施設」にそれぞれ設置します。

問合せ 公共施設適正配置推進本部事務局

特別区制度の改革をめざし

「新しい23区を実現する集い」を開催

10月23日、23区の区民・議会・行政の連携のもとに「新しい23区を実現する集い」が日比谷公会堂で開催され、千代田区民の代表や区長、区議会議員をはじめ、他区からも多くの皆さんが参加しました。

特別区が区民の皆さんに最も身近な自治体として、その力を十分に発揮していくためには、速やかに現行の特別区制度を改める必要があります。

集いでは、「特別区を基礎的自治体に位置づけるとともに、ゴミの収集・運搬をはじめ区民に身近な事務の移譲、財政自主権の強化など、特別区の自主性・自立性を高めるために必要な今回の改革を一日も早く実現させよう」との決議が採択されました。

続いて、基調講演・シンポジウムなどが行われた後、自治省に対して要請団を送りました。

参加者は、「今こそ、総力を挙げて千代田区をはじめ23特別区をもっと身近で便利な自治体にしていこう」との決意を新たにした一日でした。

区では、区民、区議会、他区とともに、制度改革の早期実現を目指し、具体的な移管事務などを検討するため、10月20日付で企画部内に、事務事業移管準備担当部長と、担当課長を設置しました。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 企画部企画課

ご存知ですか？

年金は世代と世代に架ける橋

国民年金

国民年金は日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人（外国人の方も含みます）が必ず加入することになっています。皆さんの身近な問題として年金について考えてみましょう。

やってみましょう年金 CHECK

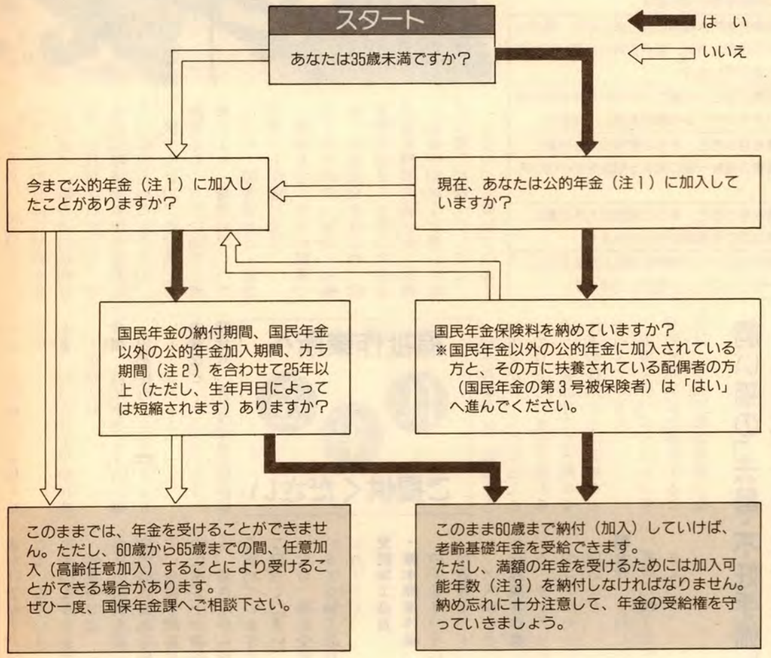

（注1）　公的年金

法律によって定められている年金制度のことで、国民年金の他に厚生年金保険・国家公務員等共済組合・地方公務員等共済組合・農林漁業団体職員共済組合・私立学校共済組合の6つの制度があります。

（注2）　カラ期間

昭和36年4月以降で、昭和61年3月までのサラリーマンの配偶者期間・外国に住んでいた期間・平成3年3月までの昼間部の学生の期間のことです。これらの期間は年金を受ける際、年金を受けるための必要期間として計算されますが、年金額の計算には含まれません。

（注3）　加入可能年数

満額の年金を受けるために必要な期間のことで、下表のように生年月日に応じて期間が変わります。

生年月日	資格期間	加入可能年数
大正15年4月2日以降	21年	25年
昭和2年4月2日以降	22年	26年
昭和3年4月2日以降	23年	27年
昭和4年4月2日以降	24年	28年
昭和5年4月2日以降	25年	29年
昭和6年4月2日以降	25年	30年
昭和7年4月2日以降	25年	31年
昭和8年4月2日以降	25年	32年
昭和9年4月2日以降	25年	33年
昭和10年4月2日以降	25年	34年
昭和11年4月2日以降	25年	35年
昭和12年4月2日以降	25年	36年
昭和13年4月2日以降	25年	37年
昭和14年4月2日以降	25年	38年
昭和15年4月2日以降	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

加入者は3種類

第1号被保険者

日本国内に住んでいる、自営業、学生などと、その配偶者で20歳以上60歳未満の方

第2号被保険者

厚生年金（船員保険も含む）や共済年金に加入している方

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

こんなときには手続きを！

◎20歳になったとき
◎住所・氏名が変わったとき
◎就職したとき・離職したとき
◎配偶者が就職・転職・離職したとき
◎年金を受けるとき
◎年金に加入していた方や受けていた方が亡くなったとき
◎免除を受けるとき
……など

※手続きの際には、印鑑や年金手帳の他に必要なものがある場合がありますので、事前に、国保年金課国民年金係へお問い合わせください。
※平成3年4月より昼間部の学生の方も当然加入となりました。

国民年金基金……もっとゆとりの老後生活のために

基礎年金の上乗せ年金として、より豊かな年金を保証する制度です。

加入対象は第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料が免除されている人や農業者年金基金に加入している人は、基金に加入することはできません。

基金には、都道府県ごとに住所地で加入できる「地域型」と全国単位で業種ごとに設立される「職能型」があります。

また、年金のタイプには、65歳から一生年金が受けられる「終身型」と一定期間だけ年金が受けられる「確定型」があり、自分の老後の生活設計に合わせて選択できます。

なお、掛金と基金から支給される年金等は所得控除の対象となり、税制上の優遇措置があります。

くわしいことは、下記へお問い合わせください。

東京都国民年金基金
〒160 新宿区西新宿6-11-3　西新宿KBビル3階
☎ 3342-0755

あなたの納めた保険料はこのように役立っています！

国民年金加入者が納付した保険料は、国庫負担と合わせて世代間扶養の精神に従って年金の給付等にあてられています。

老齢基礎年金

65歳以上の方に支払われます

下記①～④の期間を合わせて、資格期間（年金を受けるために最低必要な期間・注3参照）を満たした方が、65歳から受けられます。

①保険料を納めた期間（第3号被保険者期間を含む）
②保険料免除期間
③国民年金以外の公的年金に加入していた期間（厚生年金・共済組合など）
④カラ期間（注2を参照）

年金額は…

加入可能年数すべてを納められた場合、年額725,300円（平成4年度）です。ただし、保険料の未納や免除期間のある方または年金加入期間の短い方は、つぎの計算式で年金額が計算されます。

（計算式）

$$725{,}300\text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

年金を受ける年齢を選べます

原則として年金を受けられるのは65歳からですが、繰り上げ（60歳～64歳：減額になります）または繰り下げ（66歳～70歳：増額になります）で受けることもできます。ただし、繰り上げて受ける方は右上の制限があります。

よくお考えのうえ、ご判断ください。

①年金額が減額になります。
②厚生年金や共済年金に加入したときには、支給停止になります。
③厚生年金や共済年金（老齢・退職・遺族のいずれも）は、65歳になるまで支給停止になります。
④障害基礎年金や寡婦年金は、受けられなくなります。

60歳	58%	420,700円
61歳	65%	471,400円
62歳	72%	522,200円
63歳	80%	580,200円
64歳	89%	645,500円
65歳	100%	725,300円
66歳	112%	812,300円
67歳	126%	913,900円
68歳	143%	1,037,200円
69歳	164%	1,189,500円
70歳	188%	1,363,600円

※上記の金額は、加入可能年数を未納なく納めたときに、その年齢から年金を受け取るときの金額です（平成4年度の場合の金額）。

障害基礎年金

障害の状態になったときに支払われます

国民年金に加入中、障害の状態になったとき、つぎのいずれかに該当すれば受けられます。

①初診日前に加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）があること
②平成8年4月1日前に初診日がある場合は、初診日前の1年間に保険料の滞納期間がないこと

年金額は…

（平成4年度）
1級……906,600円
2級……725,300円

子の加算額

18歳未満の子と生活している方は、左記の額に子の加算額が加わります。

第1子……209,100円
第2子……209,100円
第3子から1人につき…… 69,700円

※20歳前の病気やケガで障害の状態になった方も、20歳になると障害基礎年金が受けられます（ただし、本人の所得制限があります）。

遺族基礎年金

夫を亡くし母子家庭となったときに支払われます

国民年金の被保険者または老齢基礎年金を受けられる方が亡くなったとき、その方に扶養されていた子のある妻または子が、つぎのいずれかに該当すれば受けられます。

（子は18歳未満、障害の状態にある子は20歳未満）
①死亡日前に加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（保険料免除期間も含む）があること
②死亡した方が、老齢基礎年金を受けられる資格があること
③平成8年4月1日前になくなった場合、死亡日前の1年間に保険料の滞納期間がないこと

年金額は…

（平成4年度）
☆妻が受けるとき（子1人）
934,400円
（子が2人以上のときは、障害基礎年金欄の子の加算額参照）
☆子が受けるとき
725,300円
（子が2人以上のときは、障害基礎年金欄の子の加算額参照）

国民年金独自の給付

寡婦年金

国民年金の加入期間だけで、老齢基礎年金を受ける資格のある夫が、年金を受けないで亡くなったとき、妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまで受けられます。

年金額は…

夫の老齢基礎年金額×$\frac{3}{4}$

死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに亡くなったときにその遺族の方に支給されます。

年金額は…

保険料を納めた期間に応じ10～20万円（付加保険料を3年以上納めていた場合は8,500円を加算）

ご相談・お問い合わせは

●千代田区役所
国保年金課国民年金係（九段南1-6-11）
☎3264-0151内線2491～2496
●麹町社会保険事務所（三番町22）
☎3265-4381
●神田社会保険事務所（三崎町2-9-2）
☎3263-2161

「障害者の日」記念の集い

12月5日(土) 高齢者センターで

お気軽においでください

12月9日は、「障害者の日」です。この日は、昭和50年に国連で「障害者の権利宣言」が採択された日で、翌年の国際障害者年を記念して、国が定めたものです。

区でもこの日を記念して、障害をもつ方々に関する理解をより一層深めていただくため、「障害者の日」記念の集いを開催します。

障害をもつ方々の健康づくりのための「気功・太極拳」や演芸会をはじめ、障害者の皆さんが作った作品や福祉機器の展示会、医療・福祉の相談など楽しく役立つ催しが盛りだくさん。どなたでも参加できますので、お気軽にご来場ください。

とき　12月5日(土)午前10時～午後4時

会場　高齢者センター（神田神保町2－20☎3265－3981）

内容など　左表のとおり

問合せ　福祉課障害者福祉係

▼「障害者の日」記念の集いの内容など

		時間	会場	内容
催し物	気功・太極拳指導と講演	午前10時～11時30分	4階集会室	障害を持つ方々の健康づくりを、気功・太極拳によって楽しく行います
	詩吟の発表	午前11時30分～正午		障害を持つ方々が、詩吟の発表を行います
	昼食サービス	正午～午後1時	5階しゅみの部屋	ボランティアの皆さんの協力で、昼食のサービスを行います
	手話朗読手話教室	午後1時～1時30分	4階集会室	ボランティアグループが、手話への理解が深まるように手話教室と朗読を行います
	バナナのたたき売り(チャリティ)	午後1時30分～3時		歌謡ショーも行いますので、楽しいひとときをお過ごしください。売り上げは、障害者福祉の団体に寄付します
	バザー	午後3時～4時	5階多目的ホール	売り上げは、障害者福祉の団体に寄付します
展示・相談	福祉機器の展示	午前10時～午後4時	7階会議室	視覚・聴覚・言語などの障害者を持つ方々の日常生活に必要な機器を紹介します
	障害者の手作り作品展		6階講習室	富士見福祉会館・福祉作業所利用者の手作り作品を展示します
	ボランティアコーナー		6階工作室	社会福祉協議会のボランティア活動を紹介します
	障害者雇用相談			障害を持つ方々の職業紹介や、雇用する事業主の相談を受け付けます
	無料電話番号案内			電話番号案内が有料になりましたが、目や上肢の不自由な方は、無料で案内が受けられることをPRします
	省エネの呼びかけ			参加者の皆さんに省エネルギーを呼びかけます（キャンペーンの粗品を差し上げます）
	障害者福祉相談	午前10時～午後0時30分		障害を持つ方と、そのご家族の方を対象に、障害者の福祉一般に関する相談を受け付けます
	医療相談	午後1時30分～午後3時30分		障害を持つ方と、そのご家族の方を対象に、医療に関する相談を受け付けます
	マスコットカレンダー・リーフレットの配布	午前10時～午後4時	1階玄関ホール	障害を持つ方への理解を深めるためのカレンダーやリーフレットを差し上げます

福祉作業所へ 仕事を ご提供ください

福祉作業所は、障害をもつ方々がひとりの社会人として自立した生活を送れるよう、製品加工など簡単な仕事の提供や生活訓練などを行っています。

障害を持つ方々にとって、手軽で簡単な仕事をすることは、手指の機能訓練になるだけでなく、社会に貢献しているという〝生きがい〟にもつながります。

作業所では、一般の民間会社と契約を結んで、信頼度の高い製品を納めています。今後も障害をもつ方々の仕事を十分確保できるよう、皆さんから新しい仕事を求めていますので、ぜひご協力ください。

なお、現在受託加工している主な加工品目はつぎのとおりです。

受託加工品目

・**製本関連作業**　本ケースの手折りやカバー帯かけ、付録類セット、書籍のケース入れなど。

・**一般簡易作業**　文具セット、オーディオセット詰、サンプルセット詰、衣類袋詰など

問合せ　くわしくは福祉作業所（☎3255－2604）へ。

飼い猫の「去勢・不妊手術」費用の一部助成を行います

区民の皆さんが、区内の協力動物病院で、飼い猫に去勢・不妊手術を行ったときに、手術費用の一部を、区が助成します。

助成額　オス＝3千円、メス＝5千円

対象になる猫　区民が区内で飼っている、生後6か月以上の健康な猫

協力動物病院　千代田動物病院（飯田橋4－3－4☎3261－1747）

問合せ・申込み　保健衛生部管理課衛生係

ひとりぐらしなどの高齢者世帯の皆さんへ 福祉サービスのご利用を

区では、おおむね65歳以上でひとり暮らしなどの高齢者世帯の方のために、つぎのような福祉サービスを行っています。ぜひご利用ください。

緊急通報システムの設置

ご自宅で、急病などの緊急事態が起きたときに、ペンダント型のボタンを押すだけで、地域の協力員や救急車が駆けつけてくれる機器を設置します。

寝具乾燥サービス

病弱な方のために、布団と毛布の乾燥・消毒を行います。2か月に1回、年間6回行います。

財産保全サービス

財産の管理が困難な方に、財産の保管や預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

給食サービス

病弱などで食事の支度が困難な方に、週1回、小学校の給食を配食協力員がお届けします。

友愛訪問員の派遣

ひとり暮らしのさびしさを慰めたり、事故を未然に防ぐため、ご希望の方に友愛訪問員がうかがい、話のお相手などをします。

◇

このほかにも、様々なサービスがありますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ　高齢者福祉課へ。ただし、友愛訪問員については、千代田区社会福祉協議会（☎3262－5844）へ。

11月16日～12月15日 エイズ予防月間

12月1日の世界保健機関（WHO）が定めた「世界エイズデー」を中心とする1か月間は、「エイズ予防月間」です。

エイズに関する正しい知識を持つことにより、エイズのまん延を防止し、偏見のない社会をつくりましょう。

▼エイズ相談と抗体検査

麹町・神田の両保健所では、エイズに関する相談（随時）と抗体検査（予約制）を行っていますので、ご利用ください。

問合せ　麹町保健所（☎3221－1311）、神田保健所（☎3291－3641）へ。

申告タイムに どれだけ近づけるか！

区民スポーツ大会 第7回健康マラソン大会

参加者募集

区では、区民の皆さんの健康維持・体力増進を図るために、ソフトボールやアスレチックなどの様々な「スポーツ大会」を開催しています。

今回は、今年で7回目を迎える「健康マラソン大会」。

この大会は、自分で申告した皇居一周タイムにどれだけ近づくかをみるものです。大勢の皆さんの参加をお待ちします。

とき 12月6日(日)午前10時～

会場 皇居内濠（半蔵門集合・スタート・ゴール）

コース 半蔵門→三宅坂→桜田門→大手町→竹橋→半蔵門（1周約5km）

対象 区内在住の健康な方100名

申込み・問合せ 12月3日(木)までに所定の申込書に傷害保険料200円を添えて、スポーツ振興課事業係（内神田2－1－8総合体育館内☎3256－8444）へ。

第15回「地域と大学を結ぶセミナー」を開催

受講生募集

〝千代田の街・親世代の目から子世代の目から、そして共存による発展を目指して〟をテーマに

今年も、地元の専修大学と明治大学のご協力を得て、「地域と大学を結ぶセミナー」を行います。

今回は、「千代田の街・親世代の目から子世代の目から、そして共存による発展を目指して」を統一テーマとして行います。

とき 11月17日(火)午後2時～

会場 専修大学神田校舎303号室（神田神保町3－8）

内容など

基調講演 専修大学経営学部教授 工藤 達男氏

シンポジウムⅠ 「資産問題について」 コーディネーター 専修大学経営学部教授 高沢十四久氏

シンポジウムⅡ 「地域経営について（業態の変化）」 コーディネーター 明治大学経営学部教授 薗出 碩也氏

対象 区内在住、在勤、在学者300名

受講料 無料

申込み 11月7日(土)までに専修大学教務課（☎044－911－1256）へ。

問合せ 商工振興課商工振興係

秋植え球根の楽しみ方 秋の園芸講座

無料

〝春なんて、まだまだ先のこと……〟と、のんきにしていると花多き春はやって来ません。

そこで今回の園芸講座は、春にプランターが花でいっぱいになるよう、「秋植え球根の楽しみ方」をテーマに実施します。

来春のために、今から準備してみてはいかがですか。

とき 11月24日(火)午後2時～4時

会場 区役所10階会議室

内容 秋植え球根の楽しみ方

講師 NHK「趣味の園芸」などでおなじみの園芸研究家 柳 宗民氏

対象 区内在住、在勤者50名

申込み・問合せ 11月9日(月)から電話で、区民課生活環境係へ。

第6回「千代田のまち」観光写真コンクール 作品募集

これこそ『千代田のまち』という魅力ある写真をお待ちしています。

テーマ 風景、史跡、建造物、お祭りなどの行事、風俗など生活を表現したもの

作品 カラープリントで四つ切（組写真は不可）。ただし、小・中学生の部は、サービスサイズ可。

締切 11月30日(月)必着

応募・問合せ 千代田区観光協会（〒102千代田区九段南1－6－11千代田区役所商工振興課内）

※最優秀作品には、千代田区観光協会長賞として、賞金、副賞などを、また、千代田区在住の方で最上位の入賞作品には、千代田区長賞を贈呈します。ほかにも、豪華賞品を多数用意しています。ふるってご応募ください。

麹町・神田保健所で インフルエンザ予防接種

麹町・神田の両保健所では、インフルエンザ予防接種を行います。接種は、1～4週間の間隔をあけて、2回行います。

とき・会場

麹町保健所 11月10日(火)、24日(火)、12月1日(火)、8日(火)の時間はいずれも午後2時～3時30分

神田保健所 11月18日(水)、12月2日(水)、16日(水)の時間はいずれも午後1時～3時

※麹町・神田保健所の最終日は、2回目接種の方が対象ですが、他の医療機関などで2回目を接種する予定の方のみ、1回目の接種ができます。

対象 3歳から中学生までの予防接種を受けられなかった方、および都内在住の希望する方。

料金 1回1千500円（中学生以下は無料）

問合せ 麹町保健所（☎3221－1311）、神田保健所（☎3291－3641）へ。

ふるさとだより 五城目町 嬬恋村

第15回

5日号で、五城目町と嬬恋村の四季折々の様子をお届けしている「ふるさとだより」。

今回は、五城目町に古くから伝えられている民俗芸能「番楽」をご紹介します。

五城目町の民俗芸能「番楽（ばんがく）」

五城目町には、遠い中世から受け継がれてきた民俗芸能「山内番楽（やまうちばんがく）」「中村番楽（なかむら）」「恋地番楽（こいじ）」「西野（にしの）番楽」の4つの番楽があり、町の無形文化財に指定されています。

番楽は、山伏と呼ばれる修験者が演じた修法的内容をもつ民俗芸能です。

秋田県では、舞いの演目に順番をつけ「表舞12番・裏舞12番」などと番を重ねて舞うことから、「番楽」と呼ばれるようになったといわれています。

また、岩手県では「山伏神楽（やまぶしかぐら）」と呼ばれているほか、青森県では、その舞いの様子が猿楽や能の形を保っていることから「能舞（のうまい）」と呼ばれています。

番楽のはじまりと演目から考えると、古代末から中世にかけて生まれた猿楽（さるがく）・散楽（さんがく）など能・狂言の祖形を示しています。

演目の中でも、義経や曽我などの武士舞は、歌詞や囃子詞もたいへん古いもので、芸能史のうえからも貴重といえます。

五城目町に伝えられた4つの番楽は、舞いや拍子に多少の違いはあるものの、いずれも同じ系統のものといわれています。中でも山内番楽が最も古い形を保っています。

番楽は山伏番楽と呼ばれるように、その土地の神社や寺に奉仕する修験者によって演じられていました。江戸後期の旅行家で民俗学者の菅江真澄も、その紀行文の中で「修験者がもっぱら演じている。神官が舞う村もあった。」と書いています。

昔は、旧盆の行事や祭典などで演じられていましたが、今日ではそれも見られなくなりました。このため、町では番楽の保存伝承を図るために、毎年、5月15日に4つの番楽保存会による競演会を開催しています。

千代田区の敬老会などで、五城目町の番楽をご紹介しましたが、5月に行なわれる番楽の競演会に、ぜひ、ご来場ください。

五城目町

位置／秋田県の中央、八郎潟の東部に位置し、面積は、214.94㎢。豊かな森林資源をもった町です。

人口・世帯数 14,344人、3,950世帯（平成4年4月1日現在）

シンボル／鳥「うぐいす」、木「すぎ」、花「やまゆり」

嬬恋村

位置／群馬県の西部に位置し、面積は、336.05㎢。キャベツの産地として、全国的に有名です。

人口・世帯数 11,242人、3,065世帯（平成4年4月1日現在）

シンボル／木「しらかば」、花「りんどう」

施設だより

ちよだパーク サイドプラザ ☎3864－8931

■**映画会＋ゲーム会**　11月7日(土)午後2時～、「仮面ライダー――怪人スノーマン」、「一休さん―大根問答と一日利尚」

児童館

●**一番町児童館**
☎3230－0866
☆**一番町まつり**　11月11日(水)午後2時30分～、バレードと観劇会。14日(土)午後1時～、こどもなんでも市。

●**四番町児童館**
☎3234－3084
☆**「みんなで遊ぼう1週間パートII」**　11月9日(月)から13日(金)までの時間はいずれも午後3時30分～。
☆**観劇会**　11月14日(土)午後3時30分～、劇団「小さいお城」の皆さんによる、「天狗のかくれみの」ほか

●**富士見児童館**
☎3262－1040
☆**ワイワイこどもまつり**、11月14日(土)午前11時～午後3時、お店やさんやゲームやさんがいっぱい！一日中児童館であそんじゃおー！
☆**ゲーム会**　11月28日(土)午後2時～3時、北の丸公園で。

●**神田児童館**
☎3253－6021
☆**わんぱくてづくり村**　11月14日(土)午後2時～4時（入場は午後3時30分まで）、てづくりおもちゃの店やゲーム、レストラン、などみんなで作ったお店がたくさん！
☆**ゲーム会「鬼ごっこをしよう！」**　11月24日(火)＝芳林公園、30日(月)＝神田児童公園で。時間はいずれも午後3時～4時

富士見福祉会館 ☎3262－1045

■**映画会**
とき　11月15日(日)午後1時～
作品　「映画女優」
対象　心身障害者(児)とその家族および一般区民で希望する方

高齢者センター ☎3265－3981

■**芸能鑑賞会「ボンジュール巴里(パリ)　かいやま由紀シャンソンコンサート」**
マロニエを渡る風や、ひとごみのざわめきも、夢にかえてしまう街、パリ。繊細で説得力のある歌唱力は、聴くひとをトリコにします。お気軽においでください。
とき　11月25日(水)午後1時30分～2時30分
会場　高齢者センター（神田神保町2－20）
出演　歌手　かいやま由紀さん、ピアノ　和田　典久さん。

▲かいやま　由紀さん

四番町図書館 ☎3239－6357

■**土曜映画会**
とき　11月14日(土)午前10時～
作品　「木を植えた男」、「名曲アルバム・クラシック～サティ、ラヴェル」

募集します

■**区職員の募集**
採用職種・人員　看護婦、電話交換手　若干名
採用日・勤務場所　平成5年4月1日以降、看護婦＝福祉施設など、電話交換手＝区役所
応募資格　平成5年4月1日現在、つぎの要件を満たす方
・看護婦＝①看護婦の免許を有する方②年齢満35歳未満の方
・電話交換手＝①昭和59年3月31日以前に公衆電気通信法に基づく電話交換取扱者試験に合格した方、またはこれと同等の技能を有する方②年齢満35歳未満の方
選考実施日　12月9日(水)（予定）
応募方法・問合せ　市販の履歴書に写真を貼り、履歴書左上欄外に希望職種を朱書して、11月30日(月)(必着)までに千代田区役所総務部職員課人事係（〒102千代田区九段南1－6－11）へ郵送または直接お持ちください。

ごあんない

■**中小企業を経営している方へ――年末資金融資のあっ旋――**
区では、中小企業を経営している方を対象に、年末時に必要な運転資金の融資あっ旋を行っています。お気軽にご利用ください。
貸付額　300万円以内
利率　年5・8％以下（借受人負担年2・8％以下、区利子補給3・0％）
返済期間　11か月以内（据置期間1か月）の元金均等返済
受付期間　11月27日(金)まで
融資が受けられる方
・区内に営業の本拠があり、同じ場所で同じ事業を1年以上引き続き営んでいること。
・最近1年間の事業税または住民税を完納していること。
・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
問合せ　商工振興課融資係へ。

■**国民金融公庫で「緊急特例限度貸付」を実施**
国民金融公庫では、政府の総合経済対策を受けて、「国の事業ローン」等の別枠として、「緊急特例限度貸付」を取り扱っています。年末資金や設備資金としてご利用ください。
国の事業ローン
融資額　現行4千万円以内の他に別枠2千万円以内
融資期間　運転は5年以内、設備は10年以内
利率　年5・7％（10月1日現在）
取扱期間　平成5年3月31日(水)まで
申込み・問合せ　国民金融公庫大手町支店☎3270－1300

いんふおめーしょん

■**家内労働者・個人事業主のための「傷病共済制度」にご加入を**
東京都では、家内労働者や個人事業主が病気やケガで就業できない場合（自宅療養を含む）、共済金を支給する制度を設けています。
万一の場合に備えてぜひご加入ください。
対象　専業的家内労働者と家族従業者、従業員4人以下の製造業および製造小売業を営む個人事業主と家族、従業員
申込み・問合せ　東京都勤労福祉協会☎3268－7951

■**日本大学で無料法律相談**
日本大学法学部法学研究所では、法律全般に関する相談を行います。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
とき　11月14日(土)、12月12日(土)の時間はいずれも午後1時30分～5時（受け付けは、午後1時～4時）
会場　日本大学法学部2号館2階第5会議室（三崎町2－1－3）
相談員　日本大学法学部教授、校友弁護士
問合せ　日本大学法学部法学研究所事務課☎5275－8510

■**東京経営研究集会を開催**
東京中小企業家同友会では、「経営研究集会」を開催し、複合不況ともいわれる現在の景気の中で、明日の中小企業経営の方策を探ります。
とき　11月13日(金)午前10時～
会場　ダイヤモンドホテル（一番町25）
内容　評論家　佐高　信氏による記念講演など
参加費　1万2千円
申込み・問合せ　東京中小企業家同友会事務局☎3947－3981

■**「すまいと土地」の特別相談**
東京都では、生活の基盤である「すまいと土地」に関する皆さんの悩みやトラブルを早期に解決するため、専門の相談員による面接相談を行います。お気軽にご相談ください。
とき　11月17日(火)～20日(金)午後1時～4時
場所　都庁第2本庁舎1階臨時窓口（新宿区西新宿2－8－1）
相談員　弁護士、税理士、不動産鑑定士など専門家
問合せ　東京都情報連絡室広報広聴部都民相談課☎5320－7722

ご利用ください

駐車場整備資金融資あっ旋

東京都と23区では、都内の駐車場不足を解消していくことを目的に、23区内に駐車場を建設する方に対して、駐車場整備資金の融資をあっ旋しています。
道路交通の円滑化と都市機能および都市環境の向上を図るためにも、ぜひ、この制度をご利用ください。
対象　駐車場に供する面積が300㎡または20台以上収容の駐車場
貸付限度額　1台につき500万円以内（地下式の場合は1千万円以内）
貸付利率　年4％
貸付期間　15年以内（据置期間1年を含む）
申込み・問合せ　くわしくは都市計画課へ。

お子さんについての心配ごとは…　教育相談

登校拒否・学業不振・家庭でのしつけなど、なんでもどうぞ。
秘密は厳守します。
申し込みはお電話で
教育研究所相談部（内神田2－1－8☎3256－8140）

あなたの街で　移動相談

土地・家屋、相続、交通事故など
とき　11月27日(金)午後1時～3時まで受け付け。
会場　神田公園出張所（神田司町2－2）
相談内容　土地・家屋、相続、譲渡、交通事故、区政、一般相談など。
※**弁護士・税理士**など専門の相談員が相談に応じます。
問合せ　広報課広聴相談係

皆さんご協力を！
歳末たすけあい運動
12月1日(火)～10日(木)